

# 民間事業者による下水熱利用手続ガイドラインの概要

下水熱は、下水が都市内に安定的・豊富に存在することから、省エネルギー・省CO2への貢献ポテンシャルが大きい未利用エネルギーである。この下水熱の利用の手続等については、平成24年3月の標準下水道条例改正及び「民間事業者による下水放流水熱利用手続ガイドライン」の策定・周知により、放流水熱利用について明確化された。一方、未処理下水熱利用は、平成23年4月の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の改正及び平成24年8月の都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の制定により可能となったが、手続等は明確化されていない。そのため、標準下水道条例を改正し、「民間事業者による下水熱利用手続ガイドライン」を策定・周知することにより、未処理下水熱利用も含め、下水熱利用全般について手続等を明確化する。

## I 本ガイドラインについて

本ガイドラインの策定の背景、目的、使用されている用語の定義及び見直しについて記載している。

## II 下水熱利用に係る手続について

### 1. 手続の流れ

下水熱利用手続の窓口の公表から熱源供給契約の締結までの手続の流れの概略を記載している(右図参照)。また、未処理下水熱利用の場合の、必要となる手続、留意点等についても記載している。

### 2. 下水熱利用申請(許可申請事前手続)について

下水熱利用手続に係る窓口等を公表すること、許可申請前に民間事業者へ下水の流量・温度等を情報提供すること、複数の利用申請があった場合の調整方法等について記載している。

### 3. 下水熱利用の許可手続について

#### (1) 下水熱利用許可申請内容について

下水熱利用に当たっては下水道管理者の許可が必要であること、申請書の記載事項について定めた第21条の9について審査の留意点等を示している。また、申請書の様式の例を掲載している。

#### (2) 許可基準について

接続設備の位置・構造、工事の実施方法、下水の取水量に係る基準等の下水熱利用の許可に係る基準について定めた第21条の10について、各基準を具体的に解説している。

#### (3) 軽微な変更について

下水熱利用許可申請を要しない軽微な変更について定めた第21条の11の趣旨等について解説している。

#### (4) 許可の条件について

下水熱利用の許可をする際に、下水熱利用の中止・期間満了・許可取消の場合の原状回復の負担等を許可の条件として定めることとした第21条の12について、各条件の趣旨等を解説している。

#### (5) 接続設備の設置期間について

接続設備の設置期間を定めた第21条の13について、期間の定め方等を解説している。

#### (6) 許可の取り消しについて

接続設備及び下水熱利用設備が条例で定めた基準に該当しなくなった場合、下水熱利用料が支払われなかった場合等下水熱利用の許可を取り消すことができる場合を定めた第21条の14について、各場合の趣旨等を解説している。

### 4. 熱源供給契約手続について

下水道管理者が許可事業者との間で熱源利用に必要な下水の供給について締結する熱源供給契約について、料金設定に当たっての留意事項、重要と考えられる契約内容の例等について記載している。

